



容器包装リサイクル制度を取り巻く現状

出典：経産省 第 28 回 産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 2022/9/22 資料より抜粋

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/haikibutsu_recycle/yoki_wg/pdf/

1. ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況

① 一般廃棄物総排出量・一般廃棄物最終処分量・1人1日当たりごみ排出量

我が国のごみの排出量は、平成 12 年度をピークに減少しており、令和 2 年度においては、4,167 万トンとなっている。

1人1日当たりごみ排出量は、直近は 901g と、法制定時(平成 7 年、1,138g)から約 21%、ピーク時(平成 12 年、1,185g)から約 24% 減少している。

一般廃棄物最終処分量は、法制定以前より減少を続けており、令和 2 年度は 364 万トンであった。

② 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合 (容積比)
家庭ごみ中の容器包装廃棄物の容積比は増減を繰り返していたが、平成 28 年度から増加傾向を示している。令和 2 年度以降は、世帯人口の少数化・高齢化に伴い、少量規格商品の提供が増加したこと、また新型コロナウイルス感染症の影響も考えられる。

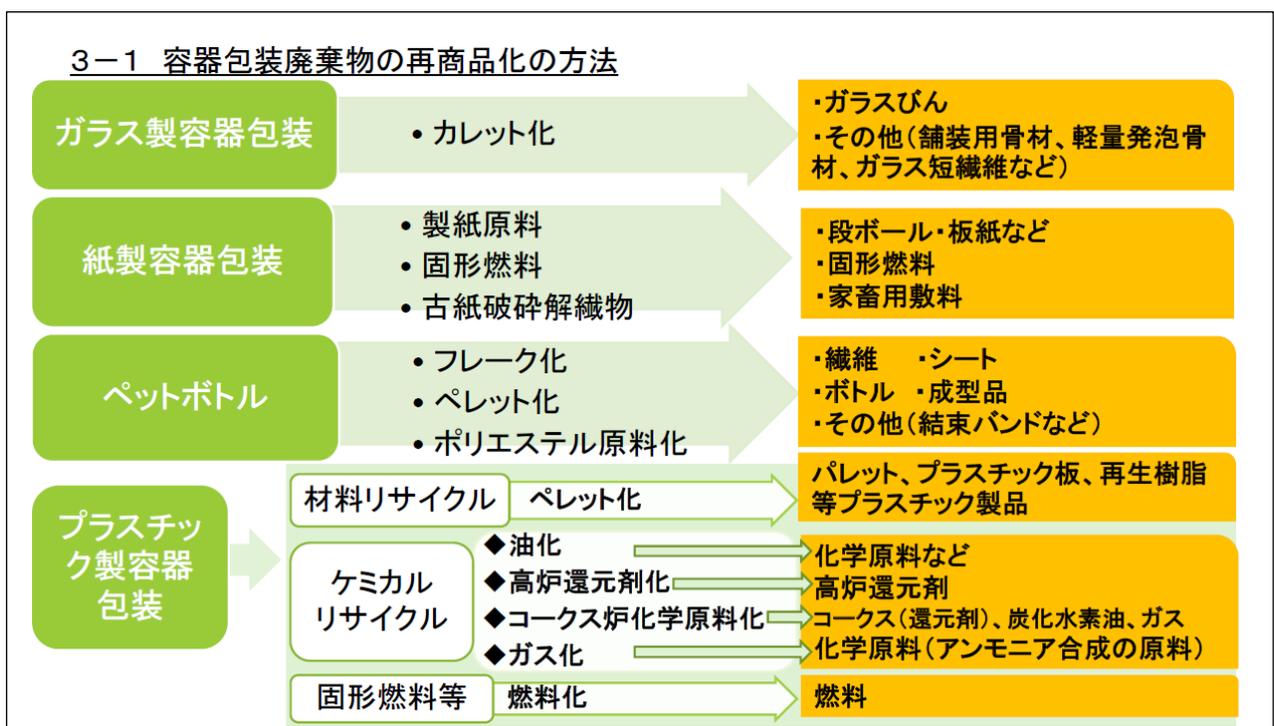
家庭ごみ中の容器包装廃棄物が占める割合は、令和 3 年度においては、容積比で約 66%、湿重量比で約 28.5%となっている。プラスチック類が容積の約半分を占めている。

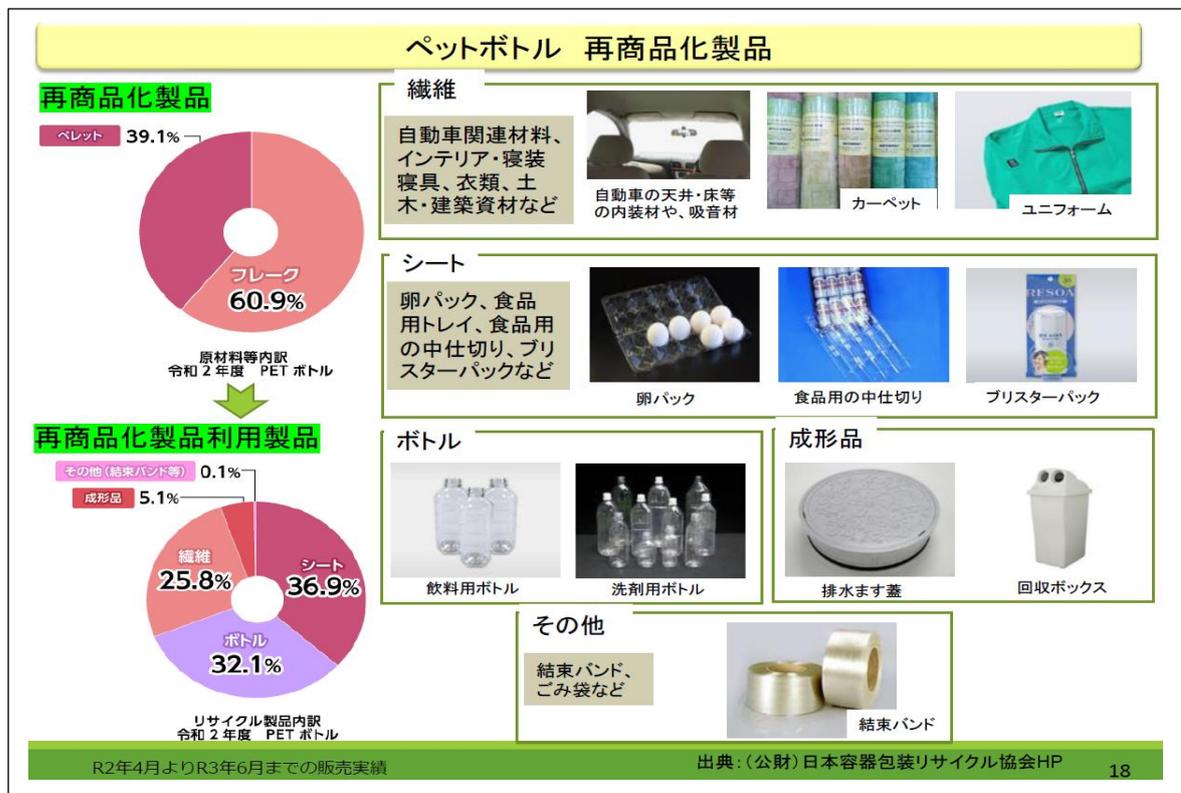
2. 分別収集の実績

① 全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移

分別収集実施市町村の割合はガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、段ボールについては9割を超えているが、プラスチック製容器包装や飲料用紙製容器は7割程度、紙製容器包装は3割程度と低い割合で推移している。

3. 容器包装廃棄物の再商品化





4. 改正容器包装リサイクル法の各種取組状況

①小売業事業者に係る

容器包装排出抑制促進措置

定期報告連続提出事業者の、過去10年間の容器包装使用量の推移について分析したところ、令和2年度にはプラスチック製の買物袋の使用量が減少しており、買物袋を除く容器包装の使用量は増加している。この要因は、プラスチック製買物袋の有料化制度の開始によるレジ袋の削減や、新型コロナウイルス感染症の影響によるテイクアウトやデリバリーサービスの利用機会の増加が考えられる。

② プラスチック製買物袋の有料化について

令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋の有料化制度が開始された。環境省によるレジ袋使用状況に関するWEB調査の結果「1週間、レジ袋を使わない人」は、令和2年3月の30.4%から令和2年11月の71.9%に増加した。

5. その他関連情報

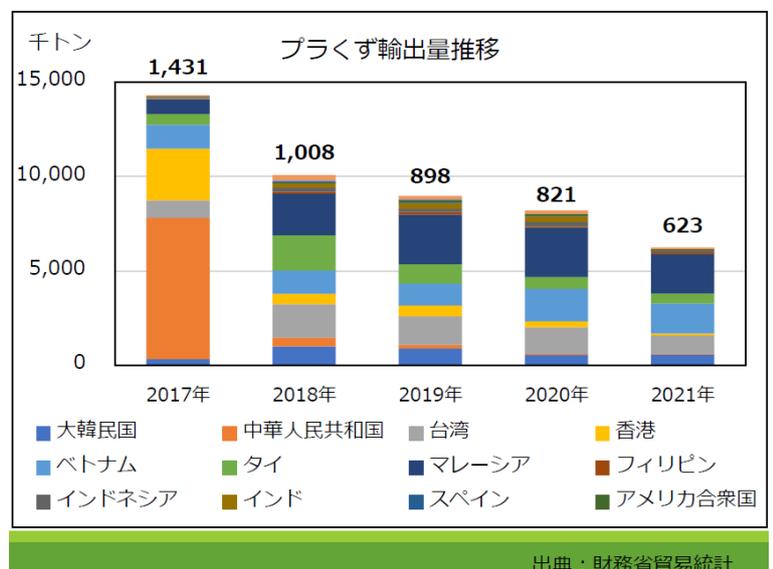
①廃プラスチックの輸入規制

2017年末に中国によるプラスチックくずの輸入規制が強化され、日本から中国への輸出はほとんどなくなった。それ以後、東南アジア諸国への輸出が増えたが、東南アジア諸国においても輸入規制措置がとられたことにより、これら

の国への輸出も減少した。また、2019年に開催されたバーゼル条約締約国会議（COP14）で採択された廃プラスチックの新規規制追加に伴い、バーゼル法の省令改正を行い、2021年1月1日からリサイクルに適さない汚れた廃プラスチックの輸出入が規制対象に追加され、輸出はさらに減少した。

②環境配慮設計の促進

各素材ではリデュース目標を設定し、環境配慮設計の考え方の普及、軽量化や薄肉化、無駄のない形状への変更、コンパクト化など、容器包装リデュースの取り組みを展開している。また、各素材をリサイクルしやすくするために、ガイドライン等も策定している。



11月は「下請取引適正化推進月間」 キャンペーン標語

適正な 価格転嫁で 未来を築く

出典：公正取引委員会HPより抜粋

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/index.html>

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図っています。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。

キャンペーン標語入選作

- ・ちょっと待って！ 安さの裏で 誰かのガマン
- ・「価格転嫁」は 未来へ続く バトンリレー
- ・適正な 価格転嫁で 賃上げ促進
- ・その費用 正しく価格に 転嫁して

■最近の下請法勧告事例

令和4年9月9日 (株)エスアイシステム 株式会社エスアイシステムは、株式会社セブーン・イレブン・ジャパンの店舗等に対して販売する食品及び飲料品の製造を下請事業者へ委託しているところ、令和元年11月から令和2年12月までの間、「写真代」を下請代金の額から減じていた。 減額金額は、下請事業者46名に対し、総額3628万847円である。
令和4年3月1日 (株)イング 株式会社イングは、消費者等に販売する婦人服等の製造を下請事業者へ委託しているところ、次のア及びイの額を下請代金の額から減じていた。 ア 「物流費」の額（平成30年2月から平成31年4月までの間） イ 「物流業務委託料」の額（令和元年7月から令和3年4月までの間） 減額金額は、下請事業者24名に対し、総額7094万8217円である。
令和3年11月12日 株式会社ナガワ 株式会社ナガワは、自社が販売又はレンタルするユニットハウスに使用する資材の製造を、また、自社がレンタルする建設機械器具の修理を下請事業者へ委託しているところ、平成30年9月から令和元年9月までの間、「早期支払割引料」を下請代金の額から減じていた。 減額金額は、下請事業者66名に対し、総額1911万9134円である。

令和3年6月30日 東京吉岡(株) 東京吉岡株式会社は、衣料品の製造販売業者等から製造を請け負う下げ札、織ネーム、プリントネーム等の服飾副資材又はその半製品の製造を下請事業者へ委託しているところ、令和元年11月から令和2年10月までの間、「歩引」を下請代金の額から減じていた。 減額金額は、下請事業者24名に対し、総額2015万166円である。
令和3年6月23日 (株)ティーガイア 株式会社ティーガイアは、特定の電気通信事業者から受託する携帯電話の移動体通信サービス等に係る契約内容の説明、申込みの勧誘等を下請事業者へ委託しているところ、平成30年3月から平成31年4月までの間、「戻入金（れいにゆうきん）」を下請代金の額から減じていた。 減額金額は、下請事業者8名に対し、総額5660万9388円である。
令和3年3月19日 マツダ(株) マツダ株式会社は、自社が販売する自動車等の原材料たる資材の製造を下請事業者へ委託しているところ、次のア及びイの行為により、下請事業者の利益を不当に害していた。 ア 提供させる金銭の算出根拠及び用途について明確にせず、「手数料」として、平成30年11月から令和元年10月までの間、金銭を提供させ、当該金銭に対応する何らの給付又は役務を提供することなく、自社の事業に係る各種取引の支払等に充てていた。 イ 前記アの「手数料」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた際に、振込手数料を支払わせていた。 提供させた金額は、下請事業者3名に対し、総額5112万3981円である。
令和2年7月30日 (株)フジデン 株式会社フジデンは、家電製品等の小売業者から請け負う家電製品の配送及び設置を下請事業者へ委託しているところ、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、次のア及びイの額を下請代金の額から減じていた。 ア 「CS管理費」の額（平成29年9月から平成30年11月までの間） イ 「防犯カメラ代」の額（平成29年9月から平成30年12月までの間） 減額金額は、下請事業者12名に対し、総額2882万6725円である。